

鉱 区 税

鉱区税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利（鉱業権）に対して課税されます。

【納める人】

県内に鉱区をもっている鉱業権者

【納める額】

鉱区の種類		納める額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに……………年400円
石油又は可燃性ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに……………年400円×2/3
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに………年600円
	それ以外	面積100アールごとに……………年200円

※ 年の中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算になります。

【申告と納税】

- 毎年4月1日に鉱業権をもっている人は、県から送付される納税通知書により年税額を5月末日までに納付します。
- 鉱業権を取得、消滅をした場合や住所などを変更したときは、7日以内に申告が必要です。
- 年の中で鉱業権を取得したときは、県から指定された日までに納付します。

狩 猟 税

狩猟税は、狩猟者の登録を受ける人に対して課税され、鳥獣を保護するために使われる目的税です。

【納める人】

狩猟者の登録を受ける人

【納める額】

区 分		税 額
第一種銃猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納める人	16,500円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人	
	農林水産業等に従事していない 控除対象配偶者又は扶養親族 上記以外の人	11,000円
網・わな猟の狩猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納める人	8,200円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人	
	農林水産業等に従事していない 控除対象配偶者又は扶養親族 上記以外の人	5,500円
第二種銃猟免許に係る登録を受ける人		5,500円

※ 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については、狩猟税は4分の1になります。

※ 「対象鳥獣捕獲員」及び「認定鳥獣捕獲等事業者の従事者」が受ける狩猟者の登録については、狩猟税は非課税になります（平成31年3月31日まで）。

※ 「狩猟者の登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の目的で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者」が受ける狩猟者の登録については、狩猟税は2分の1になります（平成31年3月31日まで）。

※ 他県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う県ごとに税金がかかります。

【申告と納税】

狩猟者の登録を受ける際に申告し、税額に相当する県の証紙を貼って県に納付します。